

# シャーマゾンライフ POINT 利用規約

## 第1条(総則)

1. 本規約は、積水ハウス不動産東北株式会社・積水ハウス不動産東京株式会社・積水ハウス不動産中部株式会社・積水ハウス不動産関西株式会社・積水ハウス不動産中国四国株式会社・積水ハウス不動産九州株式会社(以下「当グループ」といいます)が、当グループの居住用賃貸物件入居者に対して、シャーマゾンライフ POINT サービス(以下「本サービス」といいます)を提供するにあたり、その諸条件を定めるものです。
2. ポイント付与対象者(以下「対象者」といいます)は当グループ貸室賃貸借契約の契約者とします。ただし、法人契約の場合は、契約居住者であって貸室賃貸借契約書の契約居住者欄の筆頭に記載された者1名とします。

## 第2条(ポイントの付与)

1. 居住用賃貸物件の賃料に対する「シャーマゾンライフ POINT」(以下「ポイント」といいます)について、当月分を翌月当グループ指定日に対象者へ付与します。
2. ポイント付与の対象、ポイントの付与率、その他ポイント付与の条件は、当グループが決定し、当グループが予め定めるサイト内において対象者に告知します。
3. ポイントは、当グループが定める一定の期間を経た後に付与されます。この期間内に、当グループが滞納などを確認した場合、ポイントが付与されない場合があります。
4. ポイントを付与するか否か、付与するポイント数、その他ポイントの付与に関する最終的な判断は、当グループが行うものとし、対象者はこれに従うものとします。

## 第3条(ポイントの管理)

1. 当グループは、当グループ所定の方法により、対象者が獲得したポイント数、対象者が使用したポイント数過去6ヶ月分の履歴およびポイント数の残高をシャーマゾンライフ CLUB内に告知します。
2. 対象者は、前項のポイント数に疑義のある場合には、ただちに当グループに連絡し、その内容を当グループに説明するものとします。
3. 第1項のポイント数に関する最終的な決定は当グループが行うものとし、対象者はこれに従うものとします。

## 第4条(ポイントの合算禁止)

1. 対象者は、保有するポイントを他の対象者や第三者に譲渡または質入れしたり、対象者間でポイントを共有・合算することはできません。

## 第5条(ポイントの取消・消滅)

1. 当グループがポイントを付与した後に、当グループがポイントの付与を取り消すことが適当と判断する事由があった場合、当グループは、付与されたポイントを取り消すことができます。
2. 対象者が次の各号のいずれかに該当する場合、当グループは対象者に事前に通知することなく、対象者が保有するポイントの一部または全部を取り消すことができます。
  - (1) 家賃を滞納、その他当グループへの支払いが滞った場合
  - (2) 違法または不正行為があった場合
  - (3) 本規約、貸室賃貸借契約、その他当グループが定める規約等に違反があった場合
  - (4) その他当グループが対象者に付与されたポイントを取り消すことが適当と判断した場合
3. 対象者が当グループの居住用賃貸物件より退去した場合、ポイントは自動的に消滅します。ただし、対象者が現に居住する居住用賃貸物件について当グループによる管理が終了したことにより、結果として当グループ貸室賃貸借契約の契約者でなくなった方については、当グループによる管理の終了時にポイントの加算は停止し、1年以内に当グループの居住用賃貸物件に入居しない限り、1年後にポイントは消滅します。
4. 当グループは、取消し等により消滅したポイントについて何らの補償も行わず、一切の責任を負いません。

## 第6条(ポイントの利用)

1. ポイントの利用は、対象者及び賃貸借契約書に記載されている居住者に限られるものとします。ポイントの利用に際しては、当グループの審査を必要とします。当グループによる審査完了後、ポイント利用者は、ポイント利用に関する当グループ指定の書面に署名・捺印するものとします。ポイント利用後は、利用された当該ポイントは消滅します。
2. 対象者は、当グループが定める方法により、保有するポイントを、当グループが定める換算率で、当グループが指定するサービスに利用することができます。

3. 当グループは、第1項のポイント利用の対象となるサービス等を制限したり、ポイント利用に条件を付したりすることがあります。
4. ポイントは他サービスや割引との併用はできません。
5. 対象者はポイント利用の可否について、当グループの判断に従うものとします。
6. 当グループによる第1項の審査完了後は、対象者は、当該ポイント利用を取り消す事ができないものとします。

#### 第7条(ポイント利用後のポイントの取消し)

対象者が前条に基づきポイントを利用した後、当グループが第5条に基づきポイントを取り消した場合は、当該ポイント利用は無効となります。この場合、対象者は、当該ポイント利用により対象者が受けた利益(サービス、賃料の値引き等)を直ちに当グループに返還するものとします。

#### 第8条(換金の不可)

対象者は、いかなる場合でもポイントを換金することはできません。

#### 第9条(第三者によるポイント利用の禁止)

ポイントの利用に関する手続は、対象者本人が行うものとし、当該対象者以外の第三者が手続を行うことはできないものとします。

#### 第10条(税金及び費用)

ポイントの取得、ポイントの利用、特典との交換にともない、税金や付帯費用が発生する場合には、対象者がこれらを負担するものとします。

#### 第11条(対象者資格の喪失・停止)

対象者が、第1条第2項に定める対象者として資格を喪失した場合には、対象者の地位を失います。その場合、当該対象者が保有していたポイントは消滅します。対象者は、対象者の地位の喪失に関し、当グループに対して何らの請求権も取得しないものとします。

#### 第12条(免責)

1. 当グループは、本サービスに関し、対象者に何らの義務も負うものではありません。本サービスに関して対象者が何らかの損害を被ったとしても、当グループは一切責任を負いません。
2. 当グループは、本サービスの運用にその時点での技術水準を前提に最善を尽くしますが、障害が生じないことを保証するものではありません。通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失、ポイント利用に関する障害、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他本サービスに関して対象者に生じた損害について、当グループは一切責任を負わないものとします。

#### 第13条(本サービスの変更)

1. 当グループは、対象者に事前に通知することなく、本規約、本サービスの内容または本サービス提供の条件の変更(ポイントの廃止、ポイント付与の停止、ポイント付与率、換算率や利用上限等)を行い、また、本サービスを終了または停止すること(以下「本サービス等の変更等」といいます。)があります。本サービス等の変更等について、対象者はあらかじめ承諾するものとします。
2. 当グループは、本サービス等の変更等により対象者に不利益または損害が生じた場合でも、一切責任を負わないものとします。

以上